

入札説明書

1 入札に付する事項

調達件名 令和6年度 群馬労働局管内11施設で使用する電力（低圧・従量）
供給契約
仕様 別添「仕様書」のとおり
契約期間 別添「仕様書」のとおり
受給場所 別添「仕様書」のとおり

2 競争参加資格

- (1) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中の特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 厚生労働省から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (5) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、別添「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」に掲げる入札適合条件を満たしている者であること。
- (6) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する法定雇用障害者数を雇用している者であること。（常用労働者数が43.5人未満の事業主については、本要件は適用しない）
- (8) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行っている者であること。（常時雇用する労働者が101人未満の事業主には本要件は適用しない）
- (9) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (10) 労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守している者であること。

(11) 人権配慮の取り組みについて

入札希望者及び契約者は『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

3 入札方法

(1) 入札者は、調達件名の本体価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

なお、入札価格の積算にあたって、電気料金の計算で力率及び燃料調整費を考慮する業者にあっては、以下の数値を以て行い、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額は算入しないこと。

※ 力率・・・100% 燃料調整費・・・考慮しない

(2) 仕様書及び仕様書別紙に記載した、契約電力、力率及び予定使用電力量を基に、入札金額施設別内訳書（案）（別紙4-2、4-3）へ基本料金単価ならびに電力量料金単価を記載のうえ、合計金額を入札書に記載すること。（別紙にある電力量は予定使用量であり、実際の使用電力量については変動があることに留意すること。）

(3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札者の義務等

本入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において支出負担行為担当官から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 担当部局

〒371-8567 群馬県前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎9階
群馬労働局総務部総務課会計第一係 担当：久保
TEL: 027-896-4732

6 競争参加資格の確認及び提出物について

本入札に参加を希望する者は、以下に示す場所に指定した書類を期間内に提出し、支出負担行為担当官より競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

令和5年10月23日（月）から令和6年1月15日（月）までの、土・日曜、祝日

及び公休日を除く、8時30分から17時15分まで。

但し、令和6年1月15日（月）のみ、12時00分までとする。

(2) 提出場所

上記5に同じ。

(3) 提出書類及び方法

① 電子調達システムによる場合

別添『競争参加資格確認関係書類』に示した書類を、スキャナ等により電子データ化し、電子調達システムにより送信すること。

② 紙入札による場合

別添『競争参加資格確認関係書類』に示した書類を、持参もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る）により提出すること。

電話、ファクシミリ、電報、電子メール及びその他の方法による提出は無効とする。

(4) 留意事項

提出する書類は、全ての項目について記載すること。記載漏れが認められるものは無効とする。なお、書類の日付は提出（送信）日を記載すること。

(5) 競争参加資格の確認通知

競争参加の資格の有無の確認は、審査資料の提出日をもって行うものとし、その結果は『競争参加資格確認通知書』（又は電子調達システム）により、令和6年1月18日（木）までに通知する。

7 委任状の提出について（該当する場合のみ。『群馬労働局入札心得』参照）

(1) 提出期間

① 電子調達システムによる場合

電子調達システムマニュアルのとおり。

② 紙入札による場合

提出は不要とする。

(2) 提出場所

① 電子調達システムによる場合

電子調達マニュアルのとおり。

② 紙入札による場合

提出は不要とする。

(3) 提出書類及び方法

① 電子調達システムによる場合

電子調達マニュアルのとおり。

※ ICカード取得者氏名が、代表者氏名と同一の場合、委任状は不要。

② 紙入札による場合

提出は不要とする。

8 入札書の提出場所等

入札書は、電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙により入札の参加を希望する場合には、別紙2により事前に申し出る必要がある。

また、電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手順に従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

① 入札書の提出期限

令和6年1月26日(金) 9時50分

(通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うこと)

② 提出書類及び方法

入札書(電子調達システム上に金額を入力)及び入札金額内訳書(スキャナ等により電子データ化したもの)を電子調達システムにより送信すること。

(2) 紙により入札を行う場合

① 入札書の提出期限

令和6年1月26日(金) 10時00分

② 入札書の提出場所

〒371-8567 群馬県前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎7階大会議室

※入札会場へ持参すること。

③ 提出書類及び方法

入札書は別紙3-1にて作成し、別紙3-2、3-3の入札金額内訳書を添付し、封筒に入れ、封筒裏面3箇所に代表者印等を割印し提出すること。

なお、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官群馬労働局総務部長と記載)及び「令和6年度群馬労働局管内11施設で使用する電力供給契約(低圧・従量)」と記載しなければならない。

また、紙入札の場合、第1回目の開札にて落札されないことを考慮し、必ず第2回目の入札書を同時に提出すること。(封筒は1回目と2回目で分け、それぞれ「第1回目」、「第2回目」の表示を記載すること。)

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札の無効

① 電子入札により入札を行う場合において、委任状の処理を行っていない代理人の電子入札は無効とする。

② 紙により入札を行う場合において、必要事項の記載を欠く入札書は無効とする。

- ③ 紙により入札を行う場合において、金額を訂正した入札書は無効とする。
- ④ 紙による入札を行う場合において、誤字、脱字等意思表示が判然としない入札書は無効とする。

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

9 開札

(1) 開札の日時及び場所

令和6年1月26日(金) 10時00分

〒371-8567 群馬県前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎7階大会議室

(2) 電子調達システムによる入札の場合

立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

持参により提出することとする。

特段の事情があると認められる場合には、郵送での提出を認める。(簡易郵便等の配達記録が残るものに限る。)

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。当日の入札は再度入札を含め2回の入札を限度とする。

① 再度の入札書の提出期限

電子調達システムによる場合

令和6年1月26日(金) 10時50分

紙入札による場合

上記8(2)③による。

② 再度の入札の開札日時

令和6年1月26日(金) 11時00分

10 各種提出書類の押印省略にかかる留意事項

今般の入札において、契約書及び入札書を入れた封筒の割印を除くすべての提出書類(契約関係書類)について、押印を不要としているが、担当者等から提出される書類については、事業者として決定した正式な書類であること。なお、押印を省略した書類に虚偽等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金の徴取等を適用する場がある。

11 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 落札者の決定方法は最低価格落札方式とする。

- ① 本入札説明書 8 (1) 又は (2) に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書 2 の競争参加資格及び仕様書の要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札価格の最も低い者を落札者とする。
- ② 上記①の落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、入札価格が次点の者を落札者とする。
- ③ 落札者となるべきものが二人以上ある時は、電子調達システム上の電子くじにより、落札者を決定するものとする。
- ④ 落札金額は、入札金額内訳書（別紙 3-2、3-3）により積算した金額によるが、その表に記載されている予定使用電力量はあくまでも予定であり、変動が予想されるため、落札金額が契約金額ではないことに留意すること。契約にあたっては入札金額内訳書の単価による契約とする。
- ⑤ 契約書の作成については、翌年度の契約となるため予算措置確認後遅滞なく取り交わすものとする。

(3) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・ヘルプデスク 0570-014-889
- ・ホームページ <https://www.geps.go.jp/faq/all>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、上記 5 に連絡すること。

(4) この入札に関する疑義は令和 6 年 1 月 12 日（金）の 12 時 00 分までに上記 5 に問い合わせることとし、令和 6 年 1 月 12 日（金）の 17 時 15 分までに回答する。質問は原則として書面又は電子メールにより行うこととするが、簡易な質問については、電話によることも可能とする。

【電子メールアドレス kubo-taiki.ow2@mhlw.go.jp】

重要な質問については、入札説明書を交付した全ての業者に対して電子メール等により質問内容及び回答を通知する。

(5) 本入札で知り得た事項は守秘義務を厳守とし、情報の漏洩防止対策に万全を期すこと。

(6) 入札者は、入札後、入札説明書等の不明を理由として、異議を申し立てることができない。

(7) 落札結果について、群馬労働局ホームページ上で落札業者名及び落札金額を公表する。

以上

◎様式等

- ・別紙 1 入札参加申込書
- ・別紙 2 紙入札方式による入札参加理由書
- ・別紙 3 - 1 入札書作成様式 (入札用)
- ・別紙 3 - 2 入札金額内訳書①「従量電灯相当分」(入札用)
- ・別紙 3 - 3 入札金額内訳書②「低圧電力分」(入札用)
- ・別紙 4 適合証明書
- ・別紙 5 「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」
- ・別紙 6 各用語の定義
- ・別紙 7 - 1 誓約書
- ・別紙 7 - 2 役員等名簿
- ・別紙 8 保険料納付申立書
- ・別紙 9 自己申告書
- ・別紙 10 競争参加資格確認関係書類 (入札参加申込用)

◎別冊

- ・仕様書
- ・仕様書別紙 1 ~ 3

入札参加申込書

別紙1

下記の案件について、競争入札に参加したく、申し込み致します。

1 件名

令和6年度 群馬労働局管内 1 1 施設で使用する電力（低圧・従量）供給契約

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について

(1) 令和4・5・6年度) 厚生労働省競争入札参加資格（全省庁統一資格）における等級

「**物品の販売**」 () 等級

(2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。 はい ・ いいえ
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。

(3) 厚生労働省から取引停止の措置を受けている期間中ではない。 はい ・ いいえ

(4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている。 はい ・ いいえ

(5) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、別添「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」に掲げる入札適合条件を満たしている。 はい ・ いいえ

(6) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する保険料の滞納がない。（直近2年間） はい ・ いいえ

(7) 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する法定雇用障害者数を雇用している（法定雇用障害者数を雇用していない場合は、障害者の雇入れに関する計画を作成している）。 はい ・ いいえ
※ 常用労働者数が43.5人未満の事業主は右を○で囲むこと。 労働者43.5人未満

(8) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行っている。 はい ・ いいえ
※ 常時雇用する労働者数が101人未満の事業主は右を○で囲むこと。 労働者101人未満

(9) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていない。 はい ・ いいえ

(10) 労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守している。 はい ・ いいえ

3 入札参加業者情報

1 事業所名	
2 郵便番号・所在地	〒
3 代表者氏名	
4 代表者役職	
5 代表者電話番号	
6 代表者FAX番号	
7 担当者所属名称	
8 担当者名	
9 担当者所属住所等	〒
10 担当者電話番号	
11 担当者FAX番号	
12 担当者メールアドレス	

※ 1から12まで、漏れなく記載すること。

※ 本申込書の提出方法及び添付書類については入札説明書等に示されているとおり。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
群馬労働局総務部長 殿

所在地
商号又は名称
代表者又は代理人氏名

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
群馬労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人氏名

紙 入 札 理 由 書

下記の入札案件について、電子調達システムを利用しての入札に参加できないので紙入札方式での参加を希望いたします。

1 入札件名

令和6年度 群馬労働局管内 1 1 施設で使用する電力（低圧・従量）供給契約

2 電子調達システムでの参加ができない理由

委任状

受任者

所在地

商号又は名称

受任者氏名

私は上記の者を代理人と定め、令和6年度 群馬労働局管内11施設で使用する電力（低圧・従量）供給契約の入札案件について、下記事項の権限を委任します。

委任事項 ※ 以下の該当する項目にチェックを行うこと。

入札に関する事項について

見積に関する事項について

※ 以下の項目のチェックについては、事前に当局担当者に確認のうえ、行うこと。

契約締結に関する事項について

契約代金の請求及び領収に関する事項について

保証金及び保証物の納付・還付・請求及び領収について

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
群馬労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

開札日時 第1回
令和6年1月26日(金)
10時00分

別紙3-1

入札書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
群馬労働局総務部長 殿

(入札者) 所在地

商号又は名称

代表者又は代理人氏名

群馬労働局入札心得及びその他入札関係書類を承諾のうえ、次のとおり入札します。

1 入札件名 令和6年度 群馬労働局管内11施設で使用する電力（低圧・
従量）供給契約

(消費税別)

2 入札金額 金 総額

※詳細については、入札書内訳のとおり。
※上記金額は、別紙「入札書内訳」の入札金額を記載すること。
※上記の金額には、消費税及び地方消費税は含まない。

同額の場合のくじに用いますので、任意の3桁の番号を記載してください（紙入札者のみ）			
---	--	--	--

(注意事項)

- 1 金額は円単位とアラビア数字をもって記載すること。
- 2 納入場所は支出負担行為担当官群馬労働局総務部長の指定する場所
- 3 入札書は漏れなく記載すること。

開札日時 第2回
令和6年1月26日(金)
11時00分

別紙3-1

入札書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
群馬労働局総務部長 殿

(入札者) 所在地

商号又は名称

代表者又は代理人氏名

群馬労働局入札心得及びその他入札関係書類を承諾のうえ、次のとおり入札します。

1 入札件名 令和6年度 群馬労働局管内 1 1 施設で使用する電力（低圧・
従量）供給契約

(消費税別)

2 入札金額 金 総額

※詳細については、入札書内訳のとおり。
※上記金額は、別紙「入札書内訳」の入札金額を記載すること。
※上記の金額には、消費税及び地方消費税は含まない。

(注意事項)

- 1 金額は円単位とアラビア数字をもって記載すること。
- 2 納入場所は支出負担行為担当官群馬労働局総務部長の指定する場所
- 3 入札書は漏れなく記載すること。

入札書金額内訳書①「従量電灯相当分」

事業所名

従量電灯C相当分

需要場所	基本料金			電力量料金単価 (円/kWh)	電力量料金 小計(円)												合計金額		
	契約電力 (kW)	基本料金単価 (円/kW)	基本料金合計 (円)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		電力量合計	
	A	B	C=A×B×12		E×F(計算方法詳細は下部参照)													G	O=C+G
1 伊勢崎分庁舎	14kVA		0円	各月予定使用量(E)	900kWh	700kWh	700kWh	700kWh	800kWh	700kWh	600kWh	700kWh	900kWh	1,000kWh	1,300kWh	1,100kWh	10,100kWh	円	
				120kWhまで	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円		0.00円
				120kWhを超え300kWhまで	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円		0.00円
				300kWhを超える場合	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円		0.00円
2 太田労働基準監督署	19kVA		円	各月予定使用量(E)	1,800kWh	1,700kWh	1,800kWh	1,700kWh	1,800kWh	1,800kWh	1,700kWh	1,900kWh	1,900kWh	1,900kWh	2,000kWh	1,900kWh	21,900kWh	円	
				120kWhまで	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円		0.00円
				120kWhを超え300kWhまで	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円		0.00円
				300kWhを超える場合	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円		0.00円
3 沼田労働基準監督署	20kVA		円	各月予定使用量(E)	1,100kWh	1,000kWh	900kWh	1,000kWh	1,000kWh	1,000kWh	800kWh	1,100kWh	1,400kWh	1,400kWh	2,000kWh	1,300kWh	14,000kWh	円	
				120kWhまで	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円		0.00円
				120kWhを超え300kWhまで	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円		0.00円
				300kWhを超える場合	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円		0.00円
4 藤岡労働基準監督署	20kVA		円	各月予定使用量(E)	1,200kWh	800kWh	900kWh	900kWh	900kWh	700kWh	700kWh	800kWh	1,100kWh	1,200kWh	1,300kWh	1,300kWh	11,800kWh	円	
				120kWhまで	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円		0.00円
				120kWhを超え300kWhまで	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円		0.00円
				300kWhを超える場合	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円		0.00円
5 中之条労働基準監督署	11kVA		円	各月予定使用量(E)	1,000kWh	800kWh	700kWh	600kWh	700kWh	700kWh	600kWh	800kWh	900kWh	1,200kWh	1,400kWh	1,300kWh	10,700kWh	円	
				120kWhまで	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円		0.00円
				120kWhを超え300kWhまで	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円		0.00円
				300kWhを超える場合	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円		0.00円
6 沼田公共職業安定所(旧)	28kVA		円	各月予定使用量(E)	100kWh	100kWh	100kWh	100kWh	100kWh	100kWh	100kWh	100kWh	100kWh	100kWh	100kWh	100kWh	1,200kWh	円	
				120kWhまで	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円		0.00円
				120kWhを超え300kWhまで	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円		0.00円
				300kWhを超える場合	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円		0.00円
7 富岡公共職業安定所	40kVA		円	各月予定使用量(E)	2,200kWh	1,800kWh	2,100kWh	2,100kWh	2,000kWh	2,100kWh	1,900kWh	2,200kWh	2,500kWh	2,300kWh	2,900kWh	2,100kWh	26,200kWh	円	
				120kWhまで	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円		0.00円
				120kWhを超え300kWhまで	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円		0.00円
				300kWhを超える場合	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円		0.00円
8 藤岡公共職業安定所	30kVA		円	各月予定使用量(E)	2,600kWh	2,200kWh	2,600kWh	2,600kWh	2,400kWh	2,500kWh	2,100kWh	2,400kWh	2,600kWh	2,400kWh	3,100kWh	2,500kWh	30,000kWh	円	
				120kWhまで	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円		0.00円
				120kWhを超え300kWhまで	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円		0.00円
				300kWhを超える場合	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円		0.00円
9 渋川公共職業安定所	25kVA		円	各月予定使用量(E)	2,500kWh	2,400kWh	2,200kWh	2,300kWh	2,500kWh	2,400kWh	2,100kWh	2,400kWh	2,500kWh	2,900kWh	3,700kWh	3,100kWh	31,000kWh	円	
				120kWhまで	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円		0.00円
				120kWhを超え300kWhまで	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円		0.00円
				300kWhを超える場合	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円		0.00円
10 安中出張所	19kVA		円	各月予定使用量(E)	1,500kWh	1,300kWh	1,200kWh	1,100kWh	1,100kWh	1,200kWh	1,100kWh	1,200kWh	1,400kWh	1,500kWh	1,600kWh	1,500kWh	15,700kWh	円	
				120kWhまで	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円		0.00円
				120kWhを超え300kWhまで	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円		0.00円
				300kWhを超える場合	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円		0.00円
11 中之条出張所	20kVA		円	各月予定使用量(E)	1,300kWh	1,200kWh	1,300kWh	900kWh	1,000kWh	900kWh	900kWh	1,200kWh	1,300kWh	1,500kWh	1,600kWh	1,500kWh	14,600kWh	円	
				120kWhまで	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円		0.00円
				120kWhを超え300kWhまで	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円		0.00円
				300kWhを超える場合	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円		0.00円
従量電灯C相当合計																円			

※ 「基本料金単価」及び「電力量料金単価」は税込額を入力すること

税抜金額 円

※「税抜金額」については、「税込合計」×100/110

↓

低圧分との合計を入札書へ記入

入札書金額内訳書②「低圧電力分」

事業所名

需要場所	基本料金				電力量料金						合計金額
	契約電力 (kW)	基本料金単価 (円/kWh)	力率(%)	基本料金合計 (円)	夏季			その他季			
					予定使用 電力量 (kWh)	電力量料金 単価 (円/kWh)	電力量料金合 計 (円)	予定使用 電力量 (kWh)	電力量料金 単価 (円/kWh)	電力量料金合 計 (円)	
A	B	C	$D=A \times B \times (185-C)/100 \times 12$	E	F	$G=E \times F$	H	I	$J=K \times L$	$N=D+G+J$	
1 伊勢崎分庁舎	14kw		100	0.00	2,700kWh		0.00	3,100kWh		0.00	円
2 太田労働基準監督署	34kw		100	0.00	4,800kWh		0.00	10,600kWh		0.00	円
3 沼田労働基準監督署	6kw		100	0.00	900kWh		0.00	2,500kWh		0.00	円
4 藤岡労働基準監督署	14kw		100	0.00	2,300kWh		0.00	5,400kWh		0.00	円
5 中之条労働基準監督署	18kw		100	0.00	3,200kWh		0.00	11,400kWh		0.00	円
6 沼田公共職業安定所 (旧庁舎)	21kw		100	0.00	300kWh		0.00	900kWh		0.00	円
7 富岡公共職業安定所	28kw		100	0.00	3,700kWh		0.00	7,300kWh		0.00	円
8 藤岡公共職業安定所	24kw		100	0.00	5,600kWh		0.00	8,200kWh		0.00	円
9 渋川公共職業安定所	22kw		100	0.00	3,100kWh		0.00	9,200kWh		0.00	円
10 安中出張所	22kw		100	0.00	4,800kWh		0.00	12,300kWh		0.00	円
11 中之条出張所	19kw		100	0.00	2,900kWh		0.00	10,800kWh		0.00	円
										税込合計	円
										税抜金額	円

※力率は100%として積算。
 ※燃料調整費は考慮しない。

※「税抜金額」については、「税込合計」×100/110

従量分との合計を入札書へ記入

適合証明書

別紙4

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
群馬労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人氏名

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和4年度の状況

	項目	自社の 基準値	点数
①	令和4年度1kWhの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和4年度の未利用エネルギーの活用状況		
③	令和4年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	取組の有無	点数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の 取組		
①～④の合計点数			

※1 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版参照のこと）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に算入した小売電気事業者（算入から1年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、算入日及び開示予定時期（算入日から1年以内に限る）を「番号」欄に記載すること。

※2 2の「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙『二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件』により算出した値を記載すること。

※3 1の開示方法（又は算入日及び開示予定時期）を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

※4 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

1 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示しており、かつ、①令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和4年度の未利用エネルギー活用状況、③令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	点数
①令和4年度1kWhあたりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO2/kWh）	0.000以上 0.400未満	70
	0.400以上 0.425未満	65
	0.425以上 0.450未満	60
	0.450以上 0.475未満	55
	0.475以上 0.500未満	50
	0.500以上 0.525未満	45
	0.525以上 0.550未満	40
	0.550以上 0.575未満	35
	0.575以上 0.600未満	30
	0.600以上 0.625未満	25
	0.625以上 0.810未満	20
	0.810以上	0
②令和4年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和4年度の再生可能エネルギー導入状況	30%以上 (必須)	20
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、『各用語の定義』参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版参照のこと）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

各用語の定義

※この表の定義は、別紙4及び別紙5にのみ適用する。

用語	定義
①令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表される令和4年度の二酸化炭素排出係数。</p>
②令和4年度未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効利用の観点から、令和4年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和4年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値 （算定方式）</p> $\text{令和4年度の未利用エネルギーの活用状況（\%）} = \frac{\text{令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）}}{\text{令和4年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ①工場等の廃熱又は排圧 ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3. 令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 令和4年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

<p>③令和4年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算出式によるもの (算定方式)</p> $\text{令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ <p>①令和4年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(kWh))</p> <p>②令和4年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh)) ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。</p> <p>③グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量 (kWh) ただし、令和4年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。</p> <p>④J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh) ただし、令和4年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。</p> <p>⑤非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh) ただし、令和4年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。</p> <p>⑥令和4年度の供給電力量 (需要端 (kWh))</p> <p>1. 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。 ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。</p> <p>2. 令和4年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②+③+④+⑤) には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3. 令和4年度の供給電力量 (⑥) には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの観点から評価する。 具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力デマンド監視による使用電力量の表示 (見える化) ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス (リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入) <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。</p> <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検診結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

入札関係書類受領書

下記入札案件について、入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした際は、本受領書の太枠内を記載の上、必ず以下の宛て先へ電子メール等により提出してください。
なお、記載いただいた内容は、本入札において急な仕様の変更等を業者さまへ連絡する場
合にのみ使用するものです。
このため、入札関係書類をダウンロードされた際は漏れなくご提出されますようご協力をお願いいたします。

【宛て先】

群馬労働局 総務部 総務課
会計第一係 久保 宛て

〒371-8567
前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎9階
TEL: 027-896-4732
E-mail: kubo-taiki.ow2@mhlw.go.jp

1. 入札案件名	令和6年度 群馬労働局管内11施設で使用する電力（低圧・従量）供給契約
2. 受領日（ダウンロード日）	令和 年 月 日
3. 事業所名	
4. 事業所所在地	
5. 担当者氏名（ふりがな）	
6. 担当者連絡先	
7. 担当者メールアドレス	
8. （予定）入札参加方式 ※いづれかに <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 電子調達システム <input type="checkbox"/> 紙入札

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団員の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日も記載すること。

※ 法人の場合は役員全員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

役員等名簿

事業所名 _____

所在地 _____

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

(注) 法人の場合、法人登記簿に記載されている役員全員を記入してください。

保険料納付に係る申立書

当社は、直近 2 年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近 2 保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

支出負担行為担当官

群馬労働局総務部長 殿

令和_____年_____月_____日

(住 所)

(名 称)

(代表者又は代理人氏名)

※ 直近 2 年間における、社会保険料及び労働保険料の納付状況が確認できる領収証書（写）又は、保険料の滞納がない旨の証明書（写）を添付すること。

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

群馬労働局総務部長 殿

競争参加資格確認関係書類

- ・ 入札参加申込書（別紙 1）
- ・ 紙入札方式による入札参加理由書（別紙 2）
- ・ 全省庁統一資格における資格審査結果通知書（写）
- ・ 電気事業法第 2 条の 2 の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類（写）
- ・ 適合証明書（別紙 4）
- ・ 障害者雇用促進法に基づく法定雇用障害者数を雇用していることが確認できる書類（法定雇用障害者数を雇用していない場合は、障害者雇用率の達成に向けて取り組んでいることが分かる書類）
 - ※ 常用労働者数が 43.5 人未満の事業主を除く
- ・ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定・変更届（写）
 - ※ 常時雇用する労働者数が 101 人未満の事業主を除く
- ・ 誓約書（別紙 7-1）
- ・ 役員等名簿（別紙 7-2）
- ・ 保険料納付申立書（別紙 8）
- ・ 自己申告書（別紙 9）

群馬労働局入札心得

1 趣旨

群馬労働局の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

2 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書（案）、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3 入札保証金及び契約保証金

厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4 入札方式

入札説明書において「電子調達システムにより執り行う」と指定されている入札は、同システムの定めるところによるものとする。

但し、同システムによりがたい者は、書面にて支出負担行為担当官に申し出た場合に限り、紙入札（書面による入札）方式にて入札に参加することができる。

5 書類の提出

入札への参加にあたっては、入札説明書等に示す所定の書類（一般競争参加資格審査結果通知書の写し等）を各提出期限までに提出しなければならない。

6 入札金額の記載

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札書等の提出

(1) 電子調達システムの場合

入札説明書に示す提出期限までに、同システムに定める手続きに従い提出すること。通信状況によっては提出期限内に電子調達システムに入札書等が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

入札説明書において「入札内訳書を添付すること」と指定されている入札については、スキャナ等により電子データ化したものを添付すること。

(2) 紙入札方式の場合

入札説明書に示す提出場所に提出期限内に持参により提出すること。

入札説明書において「入札内訳書を添付すること」と指定されている入札については、必ず入札書に入札内訳書を添付すること。添付されていない場合は無効とする。

入札書及び入札内訳書は封筒に入れ、継ぎ目には封印をし、かつその封皮には宛て名（支出負担行為担当官群馬労働局総務部長 様）及び入札件名を記載すること。

特別の事情があると認められる場合には、郵送による提出を認めるが、可能な限り開札日前日までに提出を完了すること。

8 入札等に係る委任

- (1) 代理人により入札書の提出等を行う場合は、別添「委任状（電子・紙入札業者共通）」（以下「委任状」という。）のとおり所定の様式を使用しなければならない。

また、代理人が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続き

を終了しておかなければならない。

- (2) 入札参加資格の有効期限内において、初めて代理人が入札書の提出等を行う場合は、参加する案件の入札説明書に示す参加申込書等提出期限までに、持参もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により委任状を提出しなければならない。
- (3) 委任内容に変更が生じた場合は、速やかに持参もしくは郵便（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により委任状を再度提出しなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることはできない。
- (5) 復代理人への委任及び個別案件による委任は認めない。

9 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 電子調達システムでの参加者で電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人による入札
- ④ 紙入札方式において必要事項の記入を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 入札書に単価、数量及び総価を記載することを求めた場合の入札書に計算間違いがある入札
- ⑧ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑨ 同一事項の入札について、他人の代理人等を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑩ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあつては、証明書が契約担当官等の審査の結果、採用されなかった入札
- ⑪ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑫ その他、入札に関する条件に違反した入札

10 入札の延期等

入札参加者が連合し又は不穩の行動をする等の場合であつて、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者入札に参加させず、又は入札の執行を延期若しくは取り止めることがある。

1.1 開札の方法

- ①開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。但し、入札者又は代理人の立ち会いがない場合は、入札執行事務に係りのない職員を立ち合わせて行うこととする。
- ②電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- ③入札者又は代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- ④入札者又は代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- ⑤入札者又は代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑥開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、当日中に再度の入札を行うものとする。

1.2 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、電子調達システム上の電子くじにより、落札者を決定するものとする。

1.3 落札決定の取り消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。

1 4 契約書の作成及び提出等

(1) 契約書の作成の要否

別添の契約書（案）を基に作成するものとする。

(2) 契約書の提出

落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）し、遅滞なく契約担当官等に提出しなければならない。

1 5 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

契約手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

1 6 結果（契約状況）の公表

(1) 電子調達システム対応の案件については、入札結果を同システムに定める手続きに従い公表することとし、入札参加者はこれに同意したものとする。

(2) 開札結果については、全応札業者に対して、件名・入札結果・落札業者名・落札金額（税抜き）応札業者数等を電子メールにて通知することとし、入札参加者はこれに同意したものとする。

(3) 一定の条件を満たす案件については、入札件名、契約業者名及び契約金額（落札金額）等を群馬労働局ホームページ上に公表する。

仕 様 書

1. 概 要

(1) 件名

令和6年度 群馬労働局管内11施設で使用する電力（低圧・従量）
供給契約

(2) 供給場所、供給地点特定番号及び現在の検針日

別紙1-1、1-2のとおり

※太田労働基準監督署については令和6年度増築に伴う改修工事が
施行される。工事に伴い、本契約期間中に使用電力が低圧から高
圧に切り替わり、供給施設が減少する可能性があることに留意する
こと。

(3) 業種及び用途

官公署（事務所）

2. 仕 様

(1) 供給電気方法等

①供給電気方法

低圧電力：交流3相3線式

従量電灯：交流単相3線式

②供給電圧

低圧電力：200V

従量電灯：100V又は200V

③標準周波数

50ヘルツ

(2) 契約電力及び予定使用電力量

①契約電力

別紙3-1、3-2のとおり

②使用電力量（実績）

別紙2-1、2-2のとおり

③予定使用電力量

別紙3-1、3-2のとおり

※沼田公共職業安定所については令和元年9月24日付けで新庁舎へ
移転したが、旧庁舎の機械警備等の維持のため積算している。た
だし、本契約期間中に旧庁舎の管理状態が変更される等により、
使用電力量がゼロ又は増大する場合もあることに留意すること。

(3) 契約期間

各供給施設ごと、令和6年4月の検針日から令和7年4月の検針日
の前日まで

- (4) 電力量等の検針
 - ①自動検針装置 別紙1のとおり
 - ②電力会社の検針方法 別紙1のとおり
 - ③計量器の構成 別紙1のとおり
- (5) 再生可能エネルギー導入状況
再生可能エネルギーの導入比率について、直近の比率がその前年度の比率を上回っていること。

3. 力率及び料金算定方法等

- (1) 力率は、契約期間中100パーセントを保持する予定。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与える負荷設備は特に有していない。
- (3) 各月の電気料金の算定方法は、基本料金について力率割引又は割増を行う場合及び電力量料金について燃料費調整を行う場合には、関東管内の一般電気事業者が特定規模需給に対して定める標準供給条件（電気需給約款）に依るものとし、これに依りがたい場合は協議する。
なお、入札価格の算定にあたっては、力率は100パーセントとし、燃料調整費、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (4) 電力供給における料金その他を計算する場合の単価及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ①契約電力及び最大需給電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ②使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ③料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
 - ④消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (5) 各月の電気料金の請求書には、乙の指定口座（金融機関、口座番号、名義等必要事項）を明記するものとし、振込払いが可能とすること。
- (6) この仕様書に定めのない供給条件については、関東管内の一般電気事業者が特定規模需給に対して定める標準供給条件（電気需給約款）等をもとに協議するものとする。

4. 下請け、委任等の禁止

- (1) 請負者は、本契約の全部を一括して第三者（請負者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 請負者は、原則として本業務の一部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面等により委託者と協議し、承認を得た場合はこの限りではない。
- (3) 前項ただし書きにより、委託者が承認した場合には、承認を得た第三者も前項に定める義務を負うものとし、請負者は、当該第三者に前項に定める義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後承認を得た第三者についても同様とする。
- (4) 本条第2項ただし書きにより委託者が承認した場合でも、請負者は委託者に対し、承認を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。

5. 問題発生時等の連絡体制

契約履行にあたり問題等が生じた場合は、以下の連絡先に照会すること。

群馬労働局総務部総務課 会計第一係 久保

前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎9階

TEL 027-896-4732

【別紙 1 - 1】

	施設名	所在地	契約種別	予定契約電力 (下段は容量)	予定使用電力量 (KWh)	自動検針 装置の有 無	電力会社 の検針方 法	計量器の 構成
1	前橋労働基準監督署 伊勢崎分庁舎	伊勢崎市下植木 町 5 1 7	低圧電力	14kw	5,800kwh	有	検針装置 による自 動検針	スマート メーター
			(従量電灯C)	14kVA	10,100kwh			
2	太田労働基準監督署	太田市飯塚町 1 0 4 - 1	低圧電力	34kw	15,400kwh	有	検針装置 による自 動検針	スマート メーター
			(従量電灯C)	19kVA	21,900kwh			
3	沼田労働基準監督署	沼田市薄根町 4 4 6 8 - 4	低圧電力	6kw	3,400kwh	有	検針装置 による自 動検針	スマート メーター
			(従量電灯C)	20kVA	14,000kwh			
4	藤岡労働基準監督署	藤岡市下栗須 1 2 4 - 1 0	低圧電力	14kw	7,700kwh	有	検針装置 による自 動検針	スマート メーター
			(従量電灯C)	20kVA	11,800kwh			
5	中之条労働基準監督署	吾妻郡中之条町 中之条町 6 6 4 - 1	低圧電力	18kw	14,600kwh	有	検針装置 による自 動検針	スマート メーター
			(従量電灯C)	11kVA	10,700kwh			
6	沼田公共職業安定所 (旧庁舎)	沼田市薄根町 3 1 6 7 - 4	低圧電力	21kw	1,200kwh	有	検針装置 による自 動検針	スマート メーター
			(従量電灯C)	28kVA	1,200kwh			
7	富岡公共職業安定所	富岡市富岡 1 4 1 4 - 1 4	低圧電力	28kw	11,000kwh	有	検針装置 による自 動検針	スマート メーター
			(従量電灯C)	40kVA	26,200kwh			
8	藤岡公共職業安定所	藤岡市上大塚 3 6 8 - 1	低圧電力	24kw	13,800kwh	有	検針装置 による自 動検針	スマート メーター
			(従量電灯C)	30kVA	30,000kwh			
9	渋川公共職業安定所	渋川市渋川 1 6 9 6 - 1 5	低圧電力	22kw	12,300kwh	有	検針装置 による自 動検針	スマート メーター
			(従量電灯C)	25kVA	31,000kwh			
10	安中出張所	安中市安中 1 - 1 - 2 6	低圧電力	22kw	17,100kwh	有	検針装置 による自 動検針	スマート メーター
			(従量電灯C)	19kVA	15,700kwh			
11	中之条出張所	吾妻郡中之条町 西中之条 2 0 7	低圧電力	19kw	13,700kwh	有	検針装置 による自 動検針	スマート メーター
			(従量電灯C)	20kVA	14,600kwh			

供給地点特定番号等一覧表

	施設名	所在地	連絡先	契約種別	供給地点番号
1	前橋労働基準監督署 伊勢崎分庁舎	伊勢崎市下植木町 5 1 7	0270-25-3363	低圧電力	03-0011-2020-5037-4920-2013
				従量電灯C	03-0011-1020-5037-4920-2011
2	太田労働基準監督署	太田市飯塚町1 0 4 - 1	0276-45-9921	低圧電力	03-0011-2020-6013-8320-0063
				従量電灯C	03-0011-1020-6013-8320-0061
3	沼田労働基準監督署	沼田市薄根町4 4 6 8 - 4	0278-23-0323	低圧電力	03-0011-2020-1053-0520-0573
				従量電灯C	03-0011-1020-1053-0520-0571
4	藤岡労働基準監督署	藤岡市下栗須1 2 4 - 1 0	0274-22-1418	低圧電力	03-0011-2021-0008-3520-2023
				従量電灯C	03-0011-1021-0008-3520-2021
5	中之条労働基準監督署	吾妻郡中之条町中 中之条町6 6 4 - 1	0279-75-3034	低圧電力	03-0011-2020-2029-0020-2073
				従量電灯C	03-0011-1020-2029-0020-2071
6	沼田公共職業安定所 (旧庁舎)	沼田市薄根町3 1 6 7 - 4	0278-22-8609	低圧電力	03-0011-2020-1053-0820-2013
				従量電灯C	03-0011-1020-1053-0820-2011
7	富岡公共職業安定所	富岡市富岡1 4 1 4 - 1 4	0274-62-8609	低圧電力	03-0011-2021-1042-3420-2033
				従量電灯C	03-0011-1021-1042-3420-2031
8	藤岡公共職業安定所	藤岡市上大塚3 6 8 - 1	0274-22-8609	低圧電力	03-0011-2021-0025-0306-1218
				従量電灯C	03-0011-1021-0025-0306-1217
9	渋川公共職業安定所	渋川市渋川1 6 9 6 - 1 5	0279-22-2636	低圧電力	03-0011-2020-3001-0620-2013
				従量電灯C	03-0011-1020-3001-0620-2011
10	安中出張所	安中市安中1 - 1 - 2 6	027-382-8609	低圧電力	03-0011-2021-2051-0112-6523
				従量電灯C	03-0011-1021-2051-0112-6521
11	中之条出張所	吾妻郡中之条町西 中之条2 0 7	0279-75-2227	低圧電力	03-0011-2020-2030-2520-2043
				従量電灯C	03-0011-1020-2030-2520-2041

【別紙 2 - 1】 使用電力量の実績値（令和4年6月～令和5年5月）

	契約種別	契約電力量		R4/6	R4/7	R4/8	R4/9	R4/10	R4/11	R4/12	R5/1	R5/2	R5/3	R5/4	R5/5	夏季	その他	合計
伊勢崎分庁舎	従量電灯C	14kVA	使用日数	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	30			
			使用電力量 (kWh)	682	706	754	696	631	745	917	993	1,325	1,069	853	650	2,156	7,865	10,021
太田労働基準監督署	従量電灯C	19kVA	使用日数	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	30			
			使用電力量 (kWh)	1,767	1,729	1,803	1,828	1,694	1,875	1,942	1,934	1,989	1,930	1,836	1,686	5,360	16,653	22,013
沼田労働基準監督署	従量電灯C	20kVA	使用日数	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	30			
			使用電力量 (kWh)	894	955	988	983	778	1,078	1,388	1,446	1,992	1,296	1,053	977	2,926	10,902	13,828
藤岡労働基準監督署	従量電灯C	20kVA	使用日数	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	30			
			使用電力量 (kWh)	877	872	874	734	724	819	1,140	1,236	1,322	1,280	1,173	760	2,480	9,331	11,811
中之条労働基準監督署	従量電灯C	11kVA	使用日数	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	30			
			使用電力量 (kWh)	707	640	701	692	634	773	878	1,159	1,376	1,283	1,048	826	2,033	8,684	10,717
沼田公共職業安定所	従量電灯C	28kVA	使用日数	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	30			
			使用電力量 (kWh)	53	50	46	43	42	43	42	55	56	49	53	51	139	444	583
富岡公共職業安定所	従量電灯C	40kVA	使用日数	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	30			
			使用電力量 (kWh)	2,131	2,074	1,974	2,146	1,898	2,193	2,509	2,336	2,947	2,063	2,192	1,841	6,194	20,110	26,304
藤岡公共職業安定所	従量電灯C	30kVA	使用日数	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	30			
			使用電力量 (kWh)	2,563	2,575	2,435	2,549	2,108	2,377	2,606	2,434	3,134	2,494	2,617	2,194	7,559	22,527	30,086
渋川公共職業安定所	従量電灯C	25kVA	使用日数	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	30			
			使用電力量 (kWh)	2,186	2,296	2,459	2,446	2,077	2,375	2,530	2,923	3,697	3,085	2,549	2,386	7,201	23,808	31,009
安中出張所	従量電灯C	19kVA	使用日数	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	30			
			使用電力量 (kWh)	1,161	1,134	1,069	1,186	1,072	1,212	1,441	1,511	1,647	1,477	1,466	1,253	3,389	12,240	15,629
中之条出張所	従量電灯C	20kVA	使用日数	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	30			
			使用電力量 (kWh)	1,309	873	974	939	931	1,178	1,271	1,489	1,634	1,514	1,321	1,220	2,786	11,867	14,653

夏季 夏季 夏季

【別紙 2 - 2】使用電力量の実績値（令和4年6月～令和5年5月）

	契約種別	契約電力量		R4/6	R4/7	R4/8	R4/9	R4/10	R4/11	R4/12	R5/1	R5/2	R5/3	R5/4	R5/5	夏季	その他	合計
伊勢崎分庁舎	低圧電力	14kw	使用日数	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	30			
			使用電力量 (kWh)	97	785	1,125	764	302	129	324	533	952	603	108	60	2,674	3,108	5,782
太田労働基準監督署	低圧電力	34kw	使用日数	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	30			
			使用電力量 (kWh)	140	1,111	1,695	2,035	888	323	618	2,057	3,087	2,607	781	135	4,841	10,636	15,477
沼田労働基準監督署	低圧電力	6kw	使用日数	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	30			
			使用電力量 (kWh)	28	342	439	222	51	111	395	571	713	301	70	27	1,003	2,267	3,270
藤岡労働基準監督署	低圧電力	14kw	使用日数	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	30			
			使用電力量 (kWh)	201	651	881	722	460	210	384	1,084	1,333	1,147	376	175	2,254	5,370	7,624
中之条労働基準監督署	低圧電力	18kw	使用日数	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	30			
			使用電力量 (kWh)	399	955	1,302	939	585	979	1,665	1,876	2,436	1,682	1,145	552	3,196	11,319	14,515
沼田公共職業安定所	低圧電力	21kw	使用日数	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	30			
			使用電力量 (kWh)	140	119	114	120	126	136	133	138	138	124	138	132	353	1,205	1,558
富岡公共職業安定所	低圧電力	4kw	使用日数	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	30			
			使用電力量 (kWh)	358	1,302	1,485	874	301	477	1,261	1,349	2,031	701	404	359	3,661	7,241	10,902
藤岡公共職業安定所	低圧電力	24kw	使用日数	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	30			
			使用電力量 (kWh)	395	1,763	2,262	1,495	403	457	1,021	1,566	2,391	1,210	405	258	5,520	8,106	13,626
渋川公共職業安定所	低圧電力	22kw	使用日数	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	30			
			使用電力量 (kWh)	226	749	1,173	1,203	534	514	964	1,677	2,204	1,766	914	365	3,125	9,164	12,289
安中出張所	低圧電力	22kw	使用日数	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	30			
			使用電力量 (kWh)	294	1,158	1,724	1,869	745	562	1,246	2,607	3,099	2,377	1,184	177	4,751	12,291	17,042
中之条出張所	低圧電力	19kw	使用日数	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	30			
			使用電力量 (kWh)	266	1,109	1,074	744	430	690	1,532	2,181	2,613	1,944	932	266	2,927	10,854	13,781

夏季 夏季 夏季

【別紙 3 - 1】 契約電力及び予定使用電力量

	契約種別	契約電力量	予定使用電力量	R5/4	R5/5	R5/6	R5/7	R5/8	R5/9	R5/10	R5/11	R5/12	R6/1	R6/2	R6/3	夏季	その他	合計
伊勢崎分庁舎	従量電灯C	14kVA	使用電力量 (kWh)	900	700	700	700	800	700	600	700	900	1,000	1,300	1,100	2,200	7,900	10,100
太田労働基準監督署	従量電灯C	19kVA	使用電力量 (kWh)	1,800	1,700	1,800	1,700	1,800	1,800	1,700	1,900	1,900	1,900	2,000	1,900	5,300	16,600	21,900
沼田労働基準監督署	従量電灯C	20kVA	使用電力量 (kWh)	1,100	1,000	900	1,000	1,000	1,000	800	1,100	1,400	1,400	2,000	1,300	3,000	11,000	14,000
藤岡労働基準監督署	従量電灯C	20kVA	使用電力量 (kWh)	1,200	800	900	900	900	700	700	800	1,100	1,200	1,300	1,300	2,500	9,300	11,800
中之条労働基準監督署	従量電灯C	11kVA	使用電力量 (kWh)	1,000	800	700	600	700	700	600	800	900	1,200	1,400	1,300	2,000	8,700	10,700
沼田公共職業安定所 (旧)	従量電灯C	28kVA	使用電力量 (kWh)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	300	900	1,200
富岡公共職業安定所	従量電灯C	40kVA	使用電力量 (kWh)	2,200	1,800	2,100	2,100	2,000	2,100	1,900	2,200	2,500	2,300	2,900	2,100	6,200	20,000	26,200
藤岡公共職業安定所	従量電灯C	30kVA	使用電力量 (kWh)	2,600	2,200	2,600	2,600	2,400	2,500	2,100	2,400	2,600	2,400	3,100	2,500	7,500	22,500	30,000
渋川公共職業安定所	従量電灯C	25kVA	使用電力量 (kWh)	2,500	2,400	2,200	2,300	2,500	2,400	2,100	2,400	2,500	2,900	3,700	3,100	7,200	23,800	31,000
安中出張所	従量電灯C	19kVA	使用電力量 (kWh)	1,500	1,300	1,200	1,100	1,100	1,200	1,100	1,200	1,400	1,500	1,600	1,500	3,400	12,300	15,700
中之条出張所	従量電灯C	20kVA	使用電力量 (kWh)	1,300	1,200	1,300	900	1,000	900	900	1,200	1,300	1,500	1,600	1,500	2,800	11,800	14,600

夏季 夏季 夏季

総使用量 187,200

※沼田公共職業安定所については令和元年9月24日付けで新庁舎へ移転したが、旧庁舎の機械警備等の継続のため積算した。ただし、本契約期間中に旧庁舎の管理状態が変更される等により、使用電力量がゼロ又は増大する場合もあることに留意すること。

【別紙 3 - 2】 契約電力及び予定使用電力量

契約種別		契約電力量	予定使用電力量	R5/4	R5/5	R5/6	R5/7	R5/8	R5/9	R5/10	R5/11	R5/12	R6/1	R6/2	R6/3	夏季	その他	合計
伊勢崎分庁舎	低圧電力	14kw	使用電力量 (kWh)	100	100	100	800	1,100	800	300	100	300	500	1,000	600	2,700	3,100	5,800
太田労働基準監督署	低圧電力	34kw	使用電力量 (kWh)	800	100	100	1,100	1,700	2,000	900	300	600	2,100	3,100	2,600	4,800	10,600	15,400
沼田労働基準監督署	低圧電力	6kw	使用電力量 (kWh)	100	100	100	300	400	200	100	100	400	600	700	300	900	2,500	3,400
藤岡労働基準監督署	低圧電力	14kw	使用電力量 (kWh)	400	200	200	700	900	700	500	200	400	1,100	1,300	1,100	2,300	5,400	7,700
中之条労働基準監督署	低圧電力	18kw	使用電力量 (kWh)	1,100	600	400	1,000	1,300	900	600	1,000	1,700	1,900	2,400	1,700	3,200	11,400	14,600
沼田公共職業安定所 (旧)	低圧電力	21kw	使用電力量 (kWh)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	300	900	1,200
富岡公共職業安定所	低圧電力	28kw	使用電力量 (kWh)	400	400	400	1,300	1,500	900	300	500	1,300	1,300	2,000	700	3,700	7,300	11,000
藤岡公共職業安定所	低圧電力	24kw	使用電力量 (kWh)	400	300	400	1,800	2,300	1,500	400	500	1,000	1,600	2,400	1,200	5,600	8,200	13,800
渋川公共職業安定所	低圧電力	22kw	使用電力量 (kWh)	900	400	200	700	1,200	1,200	500	500	1,000	1,700	2,200	1,800	3,100	9,200	12,300
安中出張所	低圧電力	22kw	使用電力量 (kWh)	1,200	200	300	1,200	1,700	1,900	700	600	1,200	2,600	3,100	2,400	4,800	12,300	17,100
中之条出張所	低圧電力	19kw	使用電力量 (kWh)	900	300	300	1,100	1,100	700	400	700	1,500	2,200	2,600	1,900	2,900	10,800	13,700

夏季 夏季 夏季

総使用量 116,000

※沼田公共職業安定所については令和元年9月24日付けで新庁舎へ移転したが、旧庁舎の機械警備等の維持のため積算した。ただし、本契約期間中に旧庁舎の管理状態が変更される等により、使用電力量がゼロ又は増大する場合もあることに留意すること。